

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	給復水系等のサポート点検時、不具合（50箇所）が認められたため、当該箇所を修理	C	10月10日再審議にてグレード変更 D → C
2	3号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器入口安全弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	3号機	給復水系酸素ガスポンペ（A）系元弁において、開動作不良（ハンドル空廻り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（18-51）窒素容器下部配管継手において、窒素ガスリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
5	3号機	所内ボイラ（A）主バーナにおいて、挿入口パッキン部にエアリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（金属材）が認められたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
7	5号機	タービン建屋2階電気品室局所空調機（A/B）において、フィルタに汚れが認められたため、当該フィルターを交換	D	
8	5号機	タービン建屋地階北側スイッチギヤ室局所空調機（B）の出入口冷却水配管において、保温材の一部に破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
9	5号機	タービン建屋地階南側スイッチギヤ室局所空調機（B）において、フィルタに汚れが認められたため、当該フィルターを交換	D	
10	5号機	タービン建屋地階北側スイッチギヤ室局所空調機（B）において、フィルタに汚れが認められたため、当該フィルターを交換	D	
11	5号機	待機中の電動駆動給水ポンプ軸受用温度記録計（TRS-51-1）において、軸受温度スイッチに動作不良（高警報が発生）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
12	5号機	消火系調整用消火ポンプにおいて、出口弁等に銘板（3箇所）が取付けられていないことが認められたため、当該弁に銘板を取付	D	
13	6号機	残留熱除去海水系熱交換器（B）出口弁の納入立会時、弁ライニング部に一部不良（傷）が認められたため、当該弁を修理	D	
14	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（B）出口の計量タンク（A）連絡弁において、グランド部からの廃液のにじみ跡（析出）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	集中環境施設	ペレット固化装置制御室において、エアコン性能低下（室内温度が下がらない）が認められたため、当該エアコンを点検・修理	D	
16	その他	単価契約の承認書において、社内管理（調達管理）マニュアル上の不備が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで